

一般廃棄物処理業者に係る不利益処分基準

1 目的

この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下、「法」という。）第 7 条の 3 又は第 7 条の 4 に規定する不利益処分について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 12 条に基づく処分基準を定めるものとする。

2 処分内容の基準

違反行為に対する不利益処分は、別表に定める基準により行う。

3 処分内容の加重

次のいずれかに該当する者に対しては、別表の処分内容の基準にかかわらず、内容を加重して行政処分を行うことができる。

- (1) 違反行為の状況が特に悪質であると認められるとき
- (2) 処理業者として適格性を欠くと認められるとき
- (3) その他、処分を加重するに足りる相当の理由があると認められるとき

4 処分内容の軽減

次のいずれかに該当する者に対しては、別表の処分内容の基準にかかわらず、内容を軽減して行政処分を行うことができる。

- (1) 違反行為後、自主的に適切な是正措置を講じたと認められるとき
- (2) その他、処分を軽減するに足りる相当の理由があると認められるとき

5 運用開始年月日

この基準は、平成 28 年 6 月 1 日から運用する。

別表

	処分事由	処分内容
違反行為	無許可営業（法第7条第1項又は第6項）	許可取消
	不正手段による営業許可取得（法第7条第1項又は第6項（法第7条第2項又は第7項の許可の更新を含む））	
	無許可事業範囲変更（法第7条の2第1項）	
	不正手段による事業範囲変更許可取得（法第7条の2第1項）	
	事業停止命令違反（法第7条の3）	
	措置命令違反（法第19条の4第1項）	
	名義貸しの禁止違反（法第7条の5）	
	無確認輸出（未遂を含む）（法第10条第1項）	
	不法投棄（未遂を含む）（法第16条）	
	不法焼却（未遂を含む）（法第16条の2）	
	再委託禁止違反（法第7条第14項）	
	改善命令違反（法第19条の3）	
	不法投棄・不法焼却目的収集運搬（法第16条又は法第16条の2）	
	無確認輸出予備（法第10条第1項）	
	処理業の届出義務違反・虚偽の届出（法第7条の2第3項）	
	報告拒否・虚偽報告（法第18条）	
	立入検査拒否・妨害・忌避（法第19条第1項）	
	その他の違反行為	事業停止 10 日
	他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、又は唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき（法第7条の3第1号又は	当該違反と同等の処分

	法第7条の4第1項第5号)	
許可基準	許可を受けた者の能力が処理業の許可基準に適合しなくなったとき(法第7条の3第2号又は法第7条の4第2項)	改善に必要な期間の事業停止(改善が不可能な場合は許可取消し)
欠格要件	欠格要件に該当するに至ったとき(法第7条の4第1第1号、第2号、第3号又は第4号)	許可取消し
許可条件	許可に付した条件に違反したとき(法7条の3第3号又は法第7条の4第2項)	事業停止30日(許可取消し相当と認める場合は許可取消し)